

小平市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について

1 内容

地域包括支援センターが指定を受ける介護予防支援事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準及び地域包括支援センターの職員等に係る基準を定めます。

(1) 介護予防支援事業者の申請者の法人格の有無に係る基準

申請者は、法人であると定めます。

（第3条の5関係）

(2) 地域包括支援センターの職員等に係る基準

地域包括支援センターの職員等に関する基準を次のとおり定めます。（第3条の6関係）

① 地域包括支援センターが担当する圏域における第1号被保険者の数が6千人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数として、保健師その他これに準ずる者1名、社会福祉士その他これに準ずる者1名、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1名とします。

また、地域包括支援センターが担当する圏域における第1号被保険者の数が6千人以上の場合、市長が必要に応じて認める人数を加えることとします。

② ①の規定にかかわらず、地域包括支援センターが担当する圏域における第1号被保険者の数が3千人未満の場合であり、地理的条件その他の条件を勘案して特定の圏域に地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会が認めたときの、当該地域包括支援センターにおいてその職務に従事する職員の員数を定めます。

③ 地域包括支援センターの職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、第1号被保険者が、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない旨の規定を定めます。

④ 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない旨の規定を定めます。

※条例制定にあたり、国の基準に、①、②は従うべき基準、③、④は参酌すべき基準とされています。

2 施行期日

平成27年4月1日